

令和8年度愛知県地域生活定着支援センター 運営事業委託業務仕様書

第1 事業の目的

「愛知県地域生活定着支援センター」（以下「センター」という）は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで等において一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

第2 事業主体

事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人等）に委託してセンターを運営する。

第3 事業委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4 事業内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他関係機関等と連携して行う。

（1）コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。

（2）フォローアップ業務

上記（1）のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。

（3）相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。

（4）被疑者等支援業務

刑事司法手続きの入口段階にある高齢又は障害のある被疑者等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう以下の①から③までを実施する。

① 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。

② 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の

福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。

- ③ 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

(5) 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努めること。

(6) 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努めること。

(7) 地域ネットワーク強化業務

複雑困難な事例の増加や支援期間の長期化等の課題に対応するため、よりケースに近い地域社会での本事業への理解の促進及びネットワークの構築、強化が求められていることから、地域ネットワーク強化のための取組として以下の①から③までを実施する。

① 地域福祉支援検討会の実施

地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整・支援及び地域生活への定着に資することを目的に行う地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会であって、地域（県全域を対象に行うものを除く）で実施する。

② 福祉事業者巡回開拓の実施

地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する。

③ 地域福祉研修の実施

支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修であって、地域（県全域を対象に行うものを除く）で実施する。

第5 実施体制

(1) 職員の配置

原則として、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員1名以上を含む職員の配置を基本とし、また、職員のうち1名をセンター長とする。

- (2) センターの開所日
原則として週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。
- (3) 年間対応件数
コーディネート業務100件程度、フォローアップ業務100件程度、相談支援業務80件程度を目標とする。なお、コーディネート業務及びフォローアップ業務の目標件数は、過年度からの継続分と現年度分を合算した件数とする。

第6 対象となる経費

- (1) 人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、共済費）
- (2) 事務費
- ① 報償費
 - ② 旅費
 - ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）
 - ④ 役務費（通信運搬費、保険料、手数料）
 - ⑤ 委託料
 - ⑥ 使用料及び賃借料
 - ⑦ 備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）

第7 実施に当たっての留意事項

- (1) 応募の際に提出した事業計画書に沿って、着実に業務を遂行すること。
事業計画書内容に虚偽があることが判明した場合、契約を取り消すことがあります。
- (2) 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき、帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行う必要のある者（以下「特別調整対象者」という。）の帰住先の調整に関する取扱いについては、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」のとおりとすること。
- (3) 別添のひな型を参照し、「愛知県地域生活定着支援センター運営規程」を作成すること。
- (4) 毎月末現在の次の実績を、翌月10日までに愛知県に報告すること。
- ① 矯正施設退所者支援業務の実施状況
 - ア コーディネート業務（特別調整対象者及び一般調整対象者）の開始件数及び終了件数
 - ・特別調整対象者の開始件数については、高齢者・障害者の内訳
 - ・特別調整対象者の終了件数のうち、矯正施設を退所し、受入先に帰住した者については、受入先別の内訳
 - イ フォローアップ業務の開始件数及び終了件数
 - ウ 相談支援業務の開始件数及び終了件数
 - ② 被疑者等支援業務の実施状況
 - ア コーディネート業務（被疑者及び被告人）の開始件数及び終了件数

- ・開始件数については、高齢者・障害者の内訳
 - ・終了件数のうち、受入先に帰住した者については、受入先別の内訳
- イ フォローアップ業務の開始件数及び終了件数
- ウ 相談支援業務の開始件数及び終了件数
- ③ 地域福祉支援検討会の実施件数
 - ④ 福祉事業者巡回開拓の実施件数
 - ⑤ 地域福祉研修の実施件数

(5) 職員の顔写真を貼付し、氏名、センターの職員であることを証する旨を記載した身分証明書を作成し、業務を行うに当たり携行すること。

第8 実施に当たっての厳守事項

(1) 秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくこと。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者とは十分相談の上、情報を取り扱うこと。

(2) 個人情報の適正管理

個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、適正に管理すること。

(3) 受託事業者が替わる場合の個人情報等の引継ぎ

センターが愛知県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等及び上記第4において相談、支援及び調整等の途上にある者の進捗状況等は、令和9年3月31日現在の最新の情報に整備し、令和9年度も事業を継続して受託する場合を除き、令和9年3月31日中に次期受託事業者に引き継ぐこと。また、事務引継ぎについても合わせて行うこと。

なお、本事業を継続して円滑に実施するために必要な措置については、次期受託事業者と調整の上実施すること。

別添

愛知県地域生活定着支援センター運営規程（参考例）

（事業の目的）

第1条 ○○法人○○○○（以下「当法人」という。）が開設する愛知県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）は、地域生活定着支援事業の趣旨に鑑み、愛知県における地域生活定着支援事業の実施主体として、高齢であり、又は障害を有することにより、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者等に対して、保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため等の支援を行うことなどにより、その有する能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって、これらの者の福祉の増進を図るとともに、地域共生社会の実現を図ることを事業の目的とする。

（事業の内容）

第2条 センターは、次に掲げる業務を保護観察所、他の地域生活定着支援センター、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

- (1) 保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設の入所者を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと
- (2) 前号のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用していている者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと
- (3) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと
- (4) その他前各号の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

（運営の方針）

第3条 センターの事業は、次に掲げる方針に基づいて行うものとする。

- (1) 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重すること
- (2) 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うこと
- (3) 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮すること
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公平かつ中立的な姿勢を保つこと

（名称及び所在地）

第4条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛知県地域生活定着支援センター
- (2) 所在地 愛知県○○市○○○○○○○○○○

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) センター長 1名

センター長は、センターにおける業務を統括し、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ効果的に行うために必要な関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(2) ○○員 ○名

○○員は、センター長の指名を受け、第2条に掲げた個別の利用者に対する支援業務及びこれに必要な関係機関等との連絡調整を担当するものとする。

(開所日及び執務時間)

第6条 センターの開所日及び執務時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 ○曜日から○曜日までの週○日間とする。ただし、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 執務時間 午前○時から午後○時までとする。

(秘密の保持及び個人情報の取扱い)

第7条 職員は、業務上知り得た利用者又はその関係者の秘密を保持する。

2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその関係者の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 他の関係機関等に対して、利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、あらかじめ書面によりその同意を得るものとする。

4 前項の個人情報の提供においては、必要に応じて、個人情報の保護に関する取り決めを交わし、提供先の機関等に対しても、個人情報の万全な管理を求めるものとする。

(身分証の携行)

第8条 職員は、その業務を行うに当たり、身分証を常に携行し、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示するものとする。

(職員研修)

第9条 当法人は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。

(衛生管理)

第10条 当法人は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情対応)

第11条 利用者又はその親族等からの苦情に対しては、センター長が受付窓口となり、対応するものとする。

2 センター長は、利用者又はその親族等から苦情を受け付けたときは、誠意ある態度で対応し、必要に応じて、関係機関等と協議を行うなどして、迅速かつ適切に対応するものとする。

(記録の整備及び保存)

第12条 当法人は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度

終了後5年間保存するものとする。

2 当法人は、利用者に対する支援業務に関する記録を利用者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 この規程に定める事項のほか、センターの運営に関する重要事項は、当法人とセンター長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。